

平成 27 年度第 3 回松前町総合教育会議 議事録

- 1 日 時 平成 28 年 3 月 25 日（金）午後 3 時 58 分～午後 4 時 40 分
- 2 場 所 松前町役場 4 階 401 会議室
- 3 出席者 <松 前 町>岡本町長
<教育委員会>本馬教育長、坪内教育委員、玉野教育委員
郷田教育委員
<事 務 局>岡本教育委員会事務局長、合田学校教育課長、
富田社会教育課長、仲島社会教育課長補佐
<会 議 進 行>金子総務部長
- 4 議 事 (1) 松前町誌の編さんに係る松前町教育委員会事務局職員に
対する補助執行について
(2) その他

5 議事内容

【総務部長】

渡部委員さんにつきましては所用のため遅れるということですので、ただ今より会議を始めさせていただきます。それでは、会次第によりまして進めて参ります。

本日はこの総合教育会議に初めて出席されます教育委員さんがおられますので御紹介を致します。

（郷田智成委員の紹介）

続きまして、岡本町長が開会の御挨拶を申し上げます。

【町長】

一昨日には松山气象台が桜の開花宣言を出され、今日は冷えていますが、いよいよ春本番になりました。

今日は年度末で大変お忙しいところ、総合教育会議に出席頂きましてありがとうございます。今日の会議は総合教育会議の任務の一つであります、町長と教育委員会との事務の調整を行なうために開催をさせて頂きました。

今、町では昭和 54 年に発刊をされました町誌について、新しく編さんをやり直すことが課題になっておりまして、この町誌の編さんに関する事務を教育委員会の事務局職員に補助執行させたいというふうに思っておりまして、地方自治法の規定により協議させていただくものでありますので、忌憚ない御意見を賜りますよう申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

【総務部長】

それでは早速議題に入りますが、始めに資料の確認をさせていただきます。まず、次第がございまして、次に松前町総合教育会議設置要綱を付けてお

ります。あと参考資料を 1 から 4 まで付けさせていただいております。

それでは、松前町総合教育会議設置要綱第 4 条第 1 項の規定により、町長が議長となりますので、この後の会の進行は岡本町長にお願いします。

【町長】

それでは議長を務めさせていただきますのでよろしくお願い致します。

議事に入る前に、要綱第 7 条第 2 項の規定により、議事録に署名をする構成員 2 名の指名を行います。坪内委員と玉野委員の 2 名を指名致しますので、よろしくお願い致します。

(1) 松前町誌の編さんに係る松前町教育委員会事務局職員に対する補助執行について

【総務部長】

現在の町誌は昭和 51 年までの町の変遷等をまとめたもので、昭和 54 年 11 月に発刊しています。発刊から間もなく 40 年を迎えており、昭和 52 年以降の経緯をまとめた町誌編さんの取組が必要で、今後新しい町誌の編さんに向けて、その準備体制の整備が必要となっています。

町誌編さんに係る所管としましては、参考資料の 1 にあります、松前町事務分掌規則の中で、第 2 条に組織、第 3 条では課等の事務分掌を規定しております。資料の 3 ページに事務分掌の別表を付けておりますが、総務部総務課の広報情報係の 3 番目に、町の沿革に関するものと規定しておりまして、ここに町の歴史に関することが含まれることになりますので、町誌編さんに係る事務は、この規則では総務課となります。

ただし、実際の町誌の編さん過程においては、資料の収集整理や文献の調査・研究など、専門的な見識や松前町史談会等の教育委員が所管する団体や個人の協力が不可欠となります。実際に、現在発刊しております町誌の編さんにあたっては、教育委員会を事務局として、当時の町長を会長に、松前町誌編纂委員会を設立し、約 50 名の編集委員の皆さまの御協力を頂きながら 4 年の歳月を経て発刊に至っております。参考資料 2 では、その当時の松前町誌編纂委員会の名簿をお示ししておりまして、顧問から始まって、会長が当時の町長、また副会長、理事等々が掲載されております。この中で、事務局長として教育課長、事務局として社教主事となっており、教育委員会が事務局となって進めてまとめて頂いた、というような内容となっております。

また、現在のところ社会教育課では、平成 27 年 11 月から町誌編さんの準備委員会を立ち上げて、取組をスタートさせているという実態もございます。

こういった状況から、新しい町誌の編さんに係る事務につきまして、教育委

員会事務局職員が執行できるよう、松前町教育委員会事務局職員に対する補助執行につきまして、地方自治法 180 条の 2 の規定に基づいて、教育委員に協議をお願い申し上げるものであります。

先ほど、教育委員会事務局職員の補助執行という説明をさせて頂きましたが、資料 3 ではその根拠となります、地方自治法第 180 条の 2 をお示ししております。普通地方公共団体の長はその権限に属する事務の一部を当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会の事務を補助する職員をして補助執行させることができると規定されております。

要するに、町長部局の事務の一部を教育委員会の事務を補助する職員、教育委員会事務局職員に補助執行させる事ができるということ、そのためには、協議が必要になり、委員会または委員と協議してというようなところで自治法の裏づけ規定がございます。

前回の町誌編纂の手続においては、こういった手続は行なっておりませんでしたが、今回は、すでに一部動き出している部分もございますが、手続上の整理が必要ということで、本日の総合教育会議で協議調整を行なって頂くものでございます。なお、本日の協議を踏まえ、協議が整いましたら、松前町教育委員会に対する補助執行に関する規則を改正したいと考えております。この松前町教育委員会に対する補助執行に関する規則が参考資料 4 でございます。この規則が、町長部局である事務を教育委員会事務局職員に補助執行している内容でございます。第 1 号では、子ども・子育て支援法に関する事務、第 2 号では、教育大綱の策定に関する事務。これは、これまでの総合教育会議で協議をお願いしてきたもので、大綱の策定に係る事務は、教育委員会で補助執行して頂くという内容です。

本日の協議が整いましたら、町誌編さんに係る事務をこの規則に追加して、教育委員会で事務を行って頂くこととなります。説明は以上です。

【町長】

何か意見、質問があればお願いします。

【坪内委員】

前回の会議の時に、平成 28 年度から 5 年間の教育施策について相談（教育大綱）をさせて頂いたと思います。その内容からこの町誌の編さんの部分が取り除かれていました。元々はありましたが、前回の時にそれが除かれていた中で検討をしました。今回の会の中で、再びその話が出てきたのと総務部の分担事務の 3 の所にありますそれが実働する時に教育委員会の仕事になるという形になりますよね。そこのところが少ししっくりこないところがあります。

【町長】

かつて、この町誌を作った時は、教育委員会で作っていました。

その時は、総務部長の説明にもあったように、事実上は教育委員会でやっていたが、補助執行の手續はしていませんでした。ところが、教育委員会はどういう仕事ができるかという、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがあって、その中で教育委員会の職務権限が規定されています。その中にある仕事しか教育委員会はできません。それ以外は、他にもございますが、基本は町長の仕事、町長部局の仕事でありまして、教育委員会ができる仕事は、この法律に規定されている権限の部分について仕事ができます、というように分類されています。

では、町誌編さんの仕事はどちらの権限の仕事なのかということになりますが、そこがどうもこれまでは、曖昧にされたまま教育委員会でその事務を行ってきたという状況がありました。

今回新しい町誌を作るという中で、その点をきちんと整理しましょうという話で整理を進めていくと、愛媛県で県誌の編さんをする場合においても、教育委員会の権限ではないという整理で、知事部局で行っていました。

そこで、かつては教育委員会でやっていましたが、よく整理をしてみると、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されている教育委員会の権限に、町誌の編さん事務は収まらないため、本来は町長がやらないといけない事務であるということに、まずは整理したわけであります。

次に、町長がやらなければいけない事務ではありますが、それを実質的にさばいていくのは、町長部局の各課でやる方が良いのか、教育委員会の方でさばいていくのが良いのか、実際の事務をするところをどこに置くかという時に、中身の性質上、教育委員会の関連団体や学校の先生方に御協力を頂かなくてはならない事務になるので、教育委員会でその事務をした方が効率的にできることになります。だから、本来は教育委員会の仕事ではないけれども町長の仕事を教育委員会の事務局職員にしてもらいましょう、というのが補助執行ということになりますので、今回はその事務の性質上、教育委員会の事務局職員に事務をしてもらう方が、効率的に円滑に事務処理がはかどっていくという判断から、町誌編さんに係る事務を教育委員会事務局職員で執り行うようにしたいというものであります。

そのためには、資料4にあるように、首長と教育委員会が協議を行い、その協議が整った段階で、その事務を教育委員会で執り行う事ができるようになる訳であります。そのための協議の場として、この会議を行っておりますし、ここで整いましたら、書面での協議を行い、同意の書面を頂いて協議が完了となります。その上で、規則において明確にして、教育委員会でその事務を執り行うという手續を行うものであります。

【坪内委員】

町長さんが補助執行するように依頼するということですね。

【町長】

町長権限の事務を教育委員会事務局職員にやってもらうことになります。

補助執行の手続がないと、教育委員会の事務局職員は、教育委員会の権限に属する事務しか処理ができないということになります。

【坪内委員】

町誌を編さんするための事務局が教育委員会になるということですよ。

【町長】

編さん委員会を設けたり、編さんに係る調査や依頼等、町誌の編さん事務の全てを教育委員会事務局職員が行う事になります。ただし、あくまで補助執行ですので、教育委員会名で事務を行うのではなく、町長名で事務を行うということになります。教育委員会に属する職員が、町長の命令に従って事務をさばくというのが補助執行であります。

【坪内委員】

特別に職員の増員はしないで、今の体制のままで行うようになるのでしょうか。

【町長】

本来的には人役として、今の体制ではやりきれない程度の大きな事務量であれば、当然町長部局の方から人的な手当てをするという事も考えられますが、当面はそこまで大きな事務量はないので既存の事務体制でやって頂くことになります。これがもっと本格的に進むようになって、事務処理が人役的に大きくなってきた時には、その時に全体の事務の配置として考えることになります。

【坪内委員】

分かりました。

【教育長】

先ほど大綱の中に入っていたのに除かれていた件につきましては、補助執行の手続がない状態で、大綱の中に入っているのはおかしいという判断により大綱から取り除きました。

【坪内委員】

そうするとこの会が円滑に進んで、決まれば大綱の中に入ってくるのですか。

【町長】

町誌の編さんは、教育とは直接関係ありません。だからその意味において、教育大綱に入っているというのは、直接関係ないことが入っている感じにな

るので、仮に整理ができて教育委員会事務局に補助執行をさせることになったとしても、教育大綱に入れる必要はないように思います。

【坪内委員】

分かりました。時間をさいていただいてありがとうございました。

【教育長】

先ほど町長さんが言われた、何年か経過して本格的に町誌編さんが動き出した場合に、今の体制ではできないというお話がありましたが、そういう時期になれば必要に応じて増員はして頂けるものと思っています。

【町長】

それはほかの事務も一緒なので、事務の増減によって人員体制というのは毎年見直していますので、その中でしっかり検討することになります。ただし、しっかり人役は出して頂くことになります。

【教育長】

委任されてやることになると思うのですが、この内容を見ていくと、編纂委員 50 人とか執筆される方、当然のごとくこの目次 1 ページ目からずっと見ていくと、この方々だけでできればいいのですが、関係各課への依頼が必要な場合は、編さん委員会の中で決めていっていいものかどうか。あくまで、教育委員会の中でしなければならないものなのかどうかお尋ねしたいのですが。

【町長】

事務を処理するだけであって、編さんの方法は、まさに編さん委員会で御検討を頂いて、必要であれば町長部局の職員に執筆を依頼する事があるかもしれません。事務処理をあくまで担当してやっていくことで、編さんの方法は、中身の話であります。

また、教育委員のみなさまに御報告ですが、県立高校の地理の先生方で構成している地歴公民部会という研究会がございまして、その部会の皆さんが、平成 28 年度に松前町に調査に入ります。松前町の暮らしや歴史、地理等を調査、研究して、2 年ぐらいかけて冊子を作ってくれます。これは、今回の昭和 51 年以降の町誌を作る際の資料として大いに役立ってくるわけなので、その調査を先行させて、その調査・研究結果を踏まえた後、編さん委員会をもっと活発化させていって町誌に反映させていくというやり方をとりたいと考えております。既に、町誌編さん準備委員会が先に立ち上がりましたが、その活動と地歴公民部会の研究が併行すると、地歴公民部会の調査の中で、個々に協力を頂かないといけない先生方も調査に入っていくことになり、双方の調査・研究が被さって混乱します。だから、地歴公民部会の調査を先行させて、調査・研究結果の目途がつくまで町誌編さん準備委員会は少しお休みをしようと考えています。

【玉野委員】

事務局は、交通整理の役割というか、進捗状況を確認してどのようにすればよいかということを管理しておくという役割になるのでしょうか。

【町長】

進捗状況を含めて、町誌編さんに係るすべての事務を教育委員会事務局にやっていただいて、最終的には、町誌として冊子にまとめることになります。

【玉野委員】

スケジュール管理をするという役割ですか。

【町長】

スケジュール管理だけではないですね。

【坪内委員】

実働のための事務ですか。

【町長】

はい。

【教育長】

この2年間は、町誌編さん準備委員会開催のための若干の予算をつけています。

【町長】

準備委員会の中でできる範囲の準備を進めていただくことは構わないので、そのための予算はあります。その上で準備をしておいて、地歴公民部会の調査が終われば、実際に活動していただくようになります。また、来年度と再来年度は、国体も被っているので、人的な手当てもなかなか厳しいので、できれば実質的に動くのは、その調査と国体も終わった後、体制を整えてから始めるという形を考えています。

【教育長】

それでは、文化財保護審議委員会と町誌編さん準備委員会の委員さんには、今後2、3年間の動きにつきまして、本日ここで協議した内容を持って説明をします。

【郷田委員】

私も副会長になっていますから、懇々と話をします。

【町長】

では、他にございませんか。他に御意見もないようなので、町誌の編さんにつきまして、教育委員会事務局職員に補助執行をするという内容で、文書による協議を行いまして、その後、規則を改正したいと思います。よろしくお願い致します。

(2) その他

【町長】

こういう機会ですので、教育長さんや委員さんから何か御意見があればお願いします。

【坪内委員】

一つよろしいですか。来年度、各学校にテレビを購入する予算をつけていただき、ありがとうございました。

【町長】

教育長さんの御努力のおかげです。

【町長】

エアコンを入れてほしいと言っていたのはどうになりましたか。

【教育長】

私自身は、本当に今の子供たちが、時代が変わってより良い備品であるとか、町長さんのおかげでテレビも入れて頂いており、中をきちっとしたいと考えています。松前町に来て、教材や備品が揃っていないと言われないう、先にそれを先行させるよう優先順位をつけています。だから、エアコンを付けて、1台10万としても167教室くらいあって、とてつもない金額ですよ。その前提なしに検討課題ですとは言えません。数年後の課題ですとしか言えません。

【町長】

他にはありませんか。なければこれで終わりたいと思います。本日はありがとうございました。